

【特定処遇改善加算 見える化要件】

見える化要件に基づき、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を下記に提示します。

賃金改善以外の取り組み内容について

分類	内容	当法人の取り組み
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を習得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む)	介護福祉士資格取得やより専門性の高い技術(喀痰吸引等研修等)の取得を目指すものに、就業時間内受講や費用の支援を行い、職員が受講しやすい環境を整えている。
労働環境・処遇の改善	ICT活用(ケア内容や申し送り事項の共有(事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む)による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等)による業務省力化	PC およびタブレット端末の活用により、介護記録や申し送り事項を共有し、業務の省力化を実施している。
	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	毎週および随時のミーティングのより、ケアや業務内容の改善等を検討している。
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化	事故や苦情対応等のマニュアルを作成。インシデントレポートの作成・検討・分析を実施。
	健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	年1回の健康診断(夜間従業者は年2回)とストレスチェックを実施し、心身の健康管理を推進する。事業所内全面禁煙。
その他	介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化	介護サービスの情報公表制度や法人のホームページで見える化実施。
	非正規職員から正規職員への転換	非正規雇用から正規職員への転換機会あり。
	職員の増員による業務負担の軽減	積極的な職員の採用により、業務負担を軽減する。